

登録基準

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

<p>業務の内容</p>	<p>受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業</p>	
<p>全事業に共通な登録基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械器具類は原則として、各営業所に常備されていること。 ・機械器具類は原則として所有しているものであること。但し、長期的恒常的に占有し、自由に使用できると認められるものはこの限りでない。 ・同一の者をもって、2以上の営業所又は2以上の事業の監督者とする事はできない。 ・同一営業所において2以上の事業の登録を受ける場合、同一の機械器具、同一の資格者をもって2以上の事業の登録要件とする事はできない。 	
<p>物的要件 (省令第28条)</p>	<p>(機械器具)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚水ポンプ、高圧洗浄機、残水処理機、換気ファン、防水型照明器具、色度計、濁度計及び残留塩素測定器(これらの機械器具は飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。) 	<p>(保管庫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 機械器具及び塩素剤等に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 2) 機械器具及び塩素剤等を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 3) 機械器具及び塩素剤等を保管するのに適切な規模であること。 4) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具及び塩素剤等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び塩素剤等を持ち出せないようになっていること。 <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管庫:平成14年3月26日健衛発第0326001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知
<p>人的要件 (省令第28条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽清掃作業監督者 <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽清掃作業監督者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者(講習課程修了後6年を経た者は、再講習の課程を修了し6年を経っていないものとする。) ② 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者(登録の有効期間経過後、引き続き空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合は、再講習の課程を修了し6年を経っていないものとする。) 	<p>左記監督者の人的要件充足の条件項目を下記に再掲する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働大臣登録講習(再講習)修了証書(有効期限6年) ② 建築物環境衛生管理技術者の免状 <p style="text-align: center;">①又は②が適</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。 ・実施主体:事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・研修内容:貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・指導者の要件:研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。 ・研修の頻度:貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが1年に1回以上受講できるものであること。(回数を分けて実施してもよい)
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①登録申請書(細則第3号様式) ②機械器具の概要を記載した書面(様式5)及び機械器具の写真 ③機械器具及び塩素剤等の保管庫の設置場所を示す図面並びに構造及び機械器具及び塩素剤等の保管状態を明らかにする図面 ④貯水槽清掃作業監督者の氏名を記載した書面(様式6)及びその者が資格者であることを証する書類 ⑤従事者の研修の実施状況を記載した書面(様式7) ⑥貯水槽清掃作業及び貯水槽清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面(様式8-5) ⑦営業所の案内図及び配置平面図 ⑧営利法人以外の法人、協同組合等にあつては、定款又は寄付行為の写し ⑨登録手数料(35,000円分の山梨県収入証紙)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

登録申請書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 登録区分
- 2 営業所の所在地及び名称
- 3 営業所の責任者の氏名
- 4 事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)

様式5

設 備 ・ 機 器 名 簿

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	性 能	所有・借入の別	購入年月日

様式6

監督者等名簿

年 月 日現在

監督者、実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、ねずみ昆虫等防除業の場合はねずみ昆虫防除作業監督者、環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入する。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

様式7

研修実施状況(計画) (年 月 日～ 年 月 日)

年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象従事員数	参加従事員数

注1:新規登録申請の場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画を記載してください。

注2:再登録申請の場合は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画を記載してください。

作業実施方法等

年 月 日現在

作業班 (注1の編成)		作業班	監督者等	使用する機械器具
作業手順 (注1)	(作業2工程)			
	使用名塩使用 方称素用 法及剤す 法びのる			
	着洗機 の等浄械 方の、器 法消作具 毒業の			
	等機 のの械 方点器 法法具 検具			
	者管保 の理管 氏責庫 名任の			

(裏面)
作 業 実 施 方 法 等

作業手順 (注1)	従事者の 等の 検査 時期 及び 検査 機 関	
	作 業 報 告 作 成 の 手 順	
	業 務 を 委 託 す る 際 の 手 順 及 び 委 託 し た 業 務 の 実 施 状 況 の 把 握 方 法 (注1)	
	苦 情 及 び 緊 急 の 連 絡 に 対 す る 体 制 (注1)	

(注1) 記載しきれない場合は、別紙により記載すること。

(注2) 貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項も記載すること。